出雲玉作跡 保存管理計画策定報告書II

一玉ノ宮地区一

1990 玉湯町教育委員会

出雲玉作跡 保存管理計画策定報告書 II

一玉ノ宮地区一

玉湯町教育委員会

碧玉など玉材を産出する花仙山の週辺は、わが国でも有数の玉生産地帯です。その南西麓、玉湯川のつくる谷合いに、史跡出雲玉作跡は位置しています。大正11年の指定で3ヵ所に分散し、それぞれ宮垣地区・宮ノ上地区・玉ノ宮地区と呼ばれています。全国的にも稀なこの遺跡を、適切に管理し、国民共有の財産として活用することは、活力ある豊かなまちづくりを推進している当町にとって欠くことができない施策であります。

史跡出雲玉作跡については、昭和58年ごろから、保存管理計画策定の必要性が説かれておりましたが、昭和60年度に、玉ノ宮地区を除く宮垣地区・宮ノ上地区について保存管理計画策定事業を実施いたしました。いずれも市街化区域内で、開発が周辺に及んでおり、指定範囲の再確認、保存管理計画を打ち立てる必要があったからであります。

玉ノ宮地区も他地区と同様、指定後約70年を経過し、一部で指定範囲が不明瞭になり、大型農道の隣接地の通過や農業の近代化など当初に比べると環境変化が著しいところであります。是非とも、今後の保存管理および将来の活用について、明確なビジョン描かなければならない状況になっておりました。

保存管理計画の策定に先立って、昭和61年から63年度にかけて範囲の確認調査を 行い、その成果を踏まえて本年度に策定事業を実施する運びになりました。

幸い3回にわたる委員会が開催でき、諸先生方の熱心な討議をいただいて、本書に記しておりますような指針を打出していただくことが出来ました。

ご多忙の中、ご指導いただきました策定委員の先生方、文化庁、島根県教育委員会に対し心からお礼申し上げます。

平成2年3月

島根県八東郡玉湯町 藤 原 棟 徳

例 言

- 1. 本書は、玉湯町教育委員会が平成元年度に、国庫および県費の補助を得て実施 した国指定史跡出雲玉作跡のうち、玉ノ宮地区に関する保存管理計画策定事業の 報告書である。
- 2. 策定事業の体制は次のとおりである。

策定委員 山本清(島根県文化財保護審議会会長、考古学)

高橋一郎(山陰産業考古学会会長、歴史学)

寺村光晴(和洋女子大学教授、考古学)

渡辺貞幸(島根大学助教授、考古学)

小室隆寿 (玉湯町文化財調査委員)

遠藤融(玉湯町文化財調査委員)

長谷川八郎 (玉湯町文化財調査委員)

難波進 (玉湯町文化財調査委員)

浪花正芳(玉湯町文化財調査委員)

指導

增渕徹(文化庁記念物課文部技官)

勝部昭(島根県教育委員会文化課課長補佐)

若槻真治 (同主事)

田部宏治 (同主事)

事務局

藤原棟徳 (玉湯町長)

宗近秀房(玉湯町教育委員会教育長)

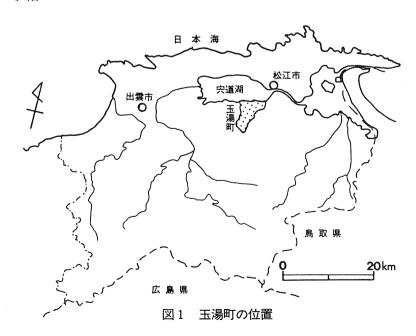
後藤公生(同次長)

勝部衛 (玉湯町立出雲玉作資料館館長補佐)

3. 本書は、出雲玉作跡保存管理計画策定委員会で行なわれた討議に基づき、事務 局が稿を起こし、文化庁・島根県教育委員会の指導により、編集・作成した。

目 次

序	
例言	
目次	
第1章	はじめに
第2章	出雲玉作跡 (玉ノ宮地区) の位置と歴史的環境 5
第3章	今日に至るまでの経過
1.	指定にいたるまでの経過
2.	指定時の概要
3.	指定以後の変遷14
第4章	発掘調査の概要
1.	調査の経過
2.	遺構と遺物
3.	まとめ
第5章	保存管理計画30
1.	現状と問題点30
2.	保存管理計画
第6章	小結



図表目次

図	
図 1	玉湯町の位置目次
図 2	史跡出雲玉作跡(玉ノ宮地区)と周辺の遺跡6
図 3	玉ノ宮地区指定地切図
図 4	玉/宮地区指定地見取図
図 5	玉ノ宮地区調査区配置図19
図 6	玉ノ宮地区A地区土壙墓実測図 ······ 21
図 7	玉ノ宮地区B地区S-11トレンチ南壁実測図 22
図 8	玉ノ宮地区D-I地区遺構配置図 ······24
図 9	玉ノ宮地区D-I地区第1号製鉄炉実測図 ······27
図10	玉ノ宮地区の問題の地番
図11	玉ノ宮地区土地利用図
図12	玉ノ宮地区法務局保管切図 ····· 37
図13	玉ノ宮地区の指定範囲案 43
図14	玉ノ宮地区整備構想図 ······ 45
付図	玉ノ宮地区地形図
表	
表 1	玉ノ宮地区指定地番
表 2	玉ノ宮地区現状変更一覧
表 3	玉ノ宮地区の地番の変遷16
表 4	玉ノ宮地区指定外を含む地番
表 5	玉ノ宮地区指定地番客

第1章 はじめに

出雲玉作跡は、大正8年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法第一条に基づき、同11年10月12日付け、内務省告示第270号によって指定を受け、同日付けの官報第3061号に記載された。種別は第1類史跡である。生産遺跡としてはわが国最初の指定であった。指定地は3ヵ所に分散し、それぞれ代表的な字名をとって、北から宮垣地区、宮ノ上地区、玉ノ宮地区と呼ばれている。このうち、宮垣地区と宮ノ上地区はすでに昭和60年に保存管理計画策定事業を終了し、報告書が刊行されている。このたびの保存管理計画策定事業の対象となったのは残った玉ノ宮地区である。

玉ノ宮地区は、玉湯町大字玉造671番地1他からなる。3ヵ所のうち最も上流に位置し、山間の谷合いにある。面積は約4Haと最も広い。山林の部分と水田の部分がほぼ半々の面積を占める。前回策定事業を実施した昭和60年度には、発掘調査が未実施で、地下の遺構や包含層の状況が不明確なため、発掘調査をまって改めて策定事業を実施することになった。昭和61年度から昭和63年度までの3ヵ年、補助事業として範囲確認調査を実施し、遺構の位置や遺物の包含層の状況をある程度把握することができた。

玉ノ宮地区の隣接地に昭和56年宍道湖南部大型農道が建設された。これを契機に周辺では開発の手が徐々に及んでいる。水田は、昔ながらの帯状の棚田で、近代的な機械化農業にはそぐわないということで、過去にも圃場整備による現状変更はあったが、昨今とみに変更申請が増える状況にある。一方、ふるさと見直しで、まちづくりに史跡を有効に利用しようとの声も町民の間に上がっている。

こうした状況の中で玉ノ宮地区でも、将来像を明確にする必要があり、保存管理 計画策定事業を実施することになった。

すでに策定事業の終了した 2 地区についてその後の状況も含めて簡単に触れておく。

宮垣地区は、八東郡玉湯町大字玉造85番地からなり、約 2.8Haの広さを持つ。史跡周辺の土地区画整理事業に伴い公園化が計画され、昭和40年から43年にかけて公費による土地買上げが行われた。昭和44年と46年には、3次にわたる発掘調査がなされ、多数の工房跡と玉作り関係資料が検出された。その成果をもとに昭和46年公園建設に着手、昭和49年に出雲玉作史跡公園として完成し、今日に至っている。

宮ノ上地区は、玉湯町大字玉造508番地からなる。約8.800㎡の広さを持つ。玉作 湯神社を中心とする住宅地である。昭和58年と59年に範囲確認の調査を実施し、花 仙山周辺では最も早い弥生時代の末に玉作りが実施されていることを確認した。遺跡の範囲は北側のお茶屋跡にも広がっていることが予想され、この範囲が追加指定されようとしている。

指定地内の川沿いの一部を都市計画路が通過する問題は、文化財側と道路側の長年の折衡により、昭和63年厳しい条件をつけて、やむなく認めることとなった。これにともない、玉湯町では、文化庁の指導のもと、玉作湯神社関係地と道路予定地部分を除く指定地全域と追加指定予定地を置収し、史跡公園として整備する方針を打出し、昭和63年度から年次計画で買収が始っている。

玉ノ宮地区の策定事業では、9名の専門家を策定委員に委嘱した。玉湯町文化財調査委員の5名も含まれている。平成元年11月から平成2年1月にかけて、3回の策定委員会を開催し、玉ノ宮地区の様々な問題について熱心な討議を行なっていただいた。策定事業の経過と策定委員会の概要は次のとおりである。

策定事業経過

平成元年10月24日 9名の策定委員を委嘱

11月8日 第1回策定委員会

12月12日 第2回策定委員会

平成2年1月18日 第3回策定委員会

3月30日 策定報告書刊行

策定委員会の概要

●第1回策定委員会

日 時 平成元年11月8日(水)午後2時~4時50分

場所工湯町中央公民館視聴覚室

参加者 策定委員 山本清、高橋一郎、寺村光晴、渡辺貞幸、小室隆寿 遠藤融、難波進、浪花正芳

指導增渕徹、勝部昭、田部宏治

事務局 藤原棟徳、宗近秀房、勝部衛

概要 出席者の紹介のあと、今回の保存管理計画策定事業の概要、玉 湯町の文化財と整備活用の現状、玉ノ宮地区の指定とその後の経 過と現状、玉ノ宮地区での範囲確認調査の概要を事務局から図面 やスライドを使用して説明。その後玉ノ宮の現地を参加者全員で 視察した。

策定委員から、指定地付近での他の法律による規制がないかど うか、整備活用の方向、発掘調査の結果について質疑討論があっ た。

次回までに、他の法的規制、古い地図や写真の調査、過去の現 状変更や現在出されている希望をまとめるよう策定委員から事務 局へ指示があった。

●第2回策定委員会

日 時 平成元年12月12日 (火) 午後1時30分~4時

場所工湯町中央公民館視聴覚室

参加者 策定委員 山本清、高橋一郎、寺村光晴、渡辺貞幸、小室隆寿 遠藤融、長谷川八郎、難波進、浪花正芳

指 導 若槻真治

事務局 宗近秀房、後藤公生、勝部衛

概 要 現状変更について、過去の例と現在出されている希望を一覧表にして事務局から委員会に提出。現状変更は農業をもっぱら生活基盤とする特定の所有者に偏る傾向が多いこと、また一覧表には示されていないが、災害による土砂崩れや復旧工事も過去にあったことを航空写真をもとに説明。

また、文化財保護法以外の法的規制や今後の整備活用方針について事務局から説明。

現状変更については、現状変更が本当に必要であるかどうか、よく調査をすることが重要である。現状変更が地下の包含層や遺構へ影響を与える可能性があれば、許可しないことはもちろんだが、与えなくても史跡としての景観に悪影響があれば許可はできない。指定地での現状変更は原則的には許可すべきでないなどの意見が策定委員から出された。

整備については、策定委員会の主要な議題ではなく、大まかな 整備活用方針を提示すればいいとの意見が強かった。また玉ノ宮 地区の整備については、玉湯町の全体計画の中で今後検討すべき であるとの発言があった。

●第3回策定委員会

日 時 平成2年1月18日 (木) 午後1時30分~3時50分

場所王湯町中央公民館視聴覚室

参加者 策定委員 山本清、高橋一郎、寺村光晴、渡辺貞幸、小室隆寿 遠藤融、難波進、浪花正芳

指 導 增渕徹、勝部昭、田部宏治

事務局 藤原棟徳、宗近秀房、後藤公生、勝部衛

概要 指定の範囲について、大正11年の指定から今日までの変遷を示し、疑問の地番について事務局から説明。また所有者の変更届も必要であり、官報告示の問題点や境界が不明確なところは、地権者とも話合って互に了解をしておくことを策定委員から指摘される。

報告書の体裁、項目など、前回の報告書にならって作成したい 旨を報告し、委員会の了承を得る。

第2章 出雲玉作跡(玉ノ宮地区)の位置と歴史的環境

位置 宍道湖の南岸には、低くなだらかな丘陵が湖岸まで迫り、その山ひだをぬって多数の小河川が湖に注いでいる。玉湯町の南に隣接する大東町境に源を発する全長約10.8kmの玉湯川もその一つである。大谷地区から、玉造地区を経て湯町地区で湖に注ぐ。出口付近には狭小ではあるが、玉湯川の押出す土砂によって沖積地が形成されている。

湖岸線に平行した幅3kmの部分は、主に新第3紀中新世の水成の堆積岩からなる。 この間に玉の原材料の碧玉・めのうを含む安山岩溶岩も噴出している。それから南 側は、中国山地奥深くまで続く花崗岩地帯である。

出雲玉作跡は、玉材産出地花仙山周辺の玉作り遺跡群の一つである。前述のように3ヵ所に分散しているが、いずれもこの玉湯川およびその支流が開削した比較的狭い谷の中にほぼ南北に並んでいる。行政的には大字玉造地内にある。上流(南)から玉ノ宮地区、宮ノ上地区、宮垣地区の順に位置し、その間隔は約900mと400mである。

今回保存管理計画の対象になった玉ノ宮地区は、指定地のうちでは最も南に位置する。地籍は、八束郡玉湯町大字玉造671-1ほかである。面積は、約4Ha。玉湯川の支流湯田川とさらにその支流の別所谷川のつくる二つの谷と二つの尾根からなっている。谷は狭く、尾根は痩せている。谷は水田に開かれ、尾根は大部分が山林である。玉ノ宮地区の土地利用の現状は、およそ水田と山林が半々の状況にある。標高は尾根上で約53m~83m、谷で約35m~50mを測る。

宮ノ上地区は、玉ノ宮地区からさらに約900m下った玉湯川の右岸にある。かっての玉造村の中心地で、住宅地である。玉造温泉街付近でやや広がっていた谷は、この付近を境に急に狭くなる。遺跡は西に面し、玉作湯神社を中心とする。背後には標高約108mの中世山城要害山を背負い、川沿いの低地まで数段の平担面が形成されている。一部原状を保つものの、大部分は人工的に整地されたものである。上段には、本段や拝殿、中段には収蔵庫、下段には宮司宅や社務所などが配置されている。さらに川沿いには、古くからの民家が軒を連ねている。

宮垣地区は、宮ノ上地区からさらに約400m下流である。現在の河口から約2kmさかのぼった位置にあたる。花仙山の西南麓の緩斜面で標高は35m~50m。指定地の面積は約2.8Haを測る。玉造温泉街を見下ろし、宍道湖を指呼の間に望む景勝の地である。発掘調査後、昭和49年に公園化された。

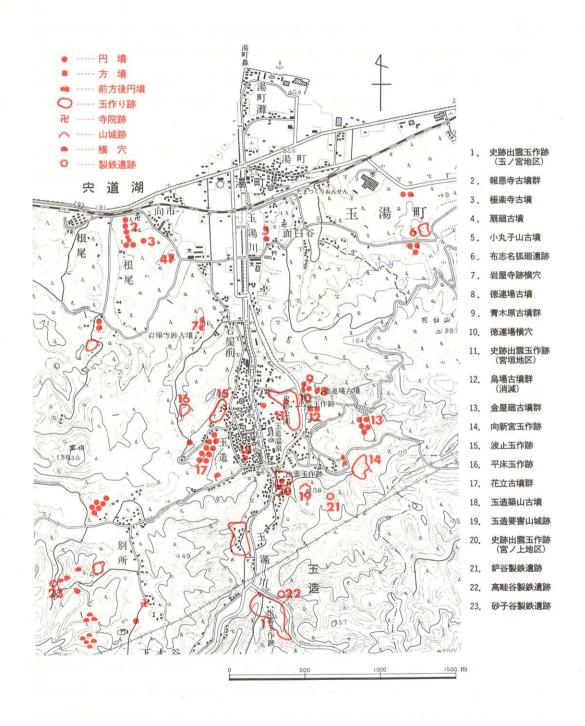


図2 史跡出雲玉作跡(玉ノ宮地区)と周辺の遺跡

歴史的環境 玉の材料として使用された碧玉やめのうの産地として知られている 花仙山周辺は、古代における玉の一大生産地で、多数の玉作り遺跡が、分布している (花仙山周辺玉作り遺跡群)。出雲で発見されている玉作り遺跡約53カ所のうち、 約89%の約47ヵ所が、この地域にある。奈良時代の出雲国風土記には、忌部神戸と して特別な行政区画を設定されたのもこの範囲である。

玉湯川流域は花仙山の西側の谷にあたり、花仙山周辺でもとくに濃密な分布がみられる。丘陵の麓の緩やかな傾斜面はほとんどが玉作り遺跡であるといっても過言ではない。その数は西側の本郷川流域も含めて27ヵ所にのぼる。今のところ弥生時代の終末に史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)において、玉作りが開始され、古墳時代の後半期に最盛期を迎え、奈良・平安時代まで実施されたと考えられる。歴史時代にあっては、出雲国風土記、古語拾遺、延喜式などの記載に出雲玉作りに関する記述がみられる。この時期には、六反田遺跡の発掘調査などから平玉の生産が一つの中心であったと考えられる。

詳細な分布調査や開発により、往時と比べると玉作り遺跡は飛躍的に増大した。 その実態も発掘調査によって次第に明らかになりつつある。花仙山の宍道湖側など、 今まで知られなかった地域でも玉作りの実施が明らかになった。玉湯川流域のいく つかの主要な遺跡を紹介する。

出雲玉作跡(宮垣地 区)は出雲でも最大規模の玉作り遺跡である。調査は昭和44年と46年に3次にわたり実施された。玉湯川流域では最初の発掘である。約30棟の玉作り工房跡や数万点にのぼる玉作り関係資料が検出され、古墳時代前期から平安時代にかけて長期間玉作りが行われたことが確認されている。現在本報告作成作業を行っており、玉作りの具体的像がさらに浮び上がるものと期待されている。

出雲玉作跡(宮ノ上地 区)は昭和58年と59年に範囲確認の調査が行われた。工房は検出されなかったが、玉作湯神社社務所周辺で管玉や勾玉の未成品などとともに大量の土器が検出された。弥生時代の終末期で、この時期の玉作りの内容が初めて確認された。一段上がった収蔵庫の周辺では、滑石製品を含む古墳時代の後期の玉作りを実施したことが確認された。花仙山周辺では最も早く玉作りを行った遺跡である。

同じく出雲玉作跡(玉ノ宮地 区)も、宮ノ上地区と同様な調査を実施した。昭和61年から昭和63年まで3ヵ年を要した。この結果、A地区の尾根上に古墳時代中期から後期の玉作りの工房と土壙墓、さらにD地区の2ヵ所に古代の製鉄遺構の存在が明らかになった。C地区とB地区では包含層は認められたものの遺構は見つかっ

ていない。このことについては、本報告書にも関係が深いので章を改めて詳述する。 狐廻遺跡は、昭和54年圃場整備に伴い発見された。古墳時代後期の玉作り遺跡。 多量の採集資料を整理したところ、古墳時代後期の6世紀後半にめのうの勾玉を中心に生産されたことが判明。めのう勾玉の制作に、薄い板状のめのう原石を利用していることが分かった。また、勾玉の湾曲部内側の研磨に不可欠な内磨砥石も多数出土し、その産地が四国から紀伊半島にかけて分布する三波川帯産の結晶片石ではないかとする意見が出された。

六反田遺跡は、昭和63年圃場整備の事前調査として実施。遺跡は本郷川のつくる 低位の段丘上にある。奈良時代の玉作り跡で、水晶と碧玉を材料に平玉を大量に生 産した。遺構は明らかでない。材料が2種類に限定されていること、完成状態で穴 が開けられていないことが判明しているが、用途は不用である。

玉湯川流域には、古墳も多数分布し、総数約60基が知られている。これらは、玉 湯川でも中流から下流の玉造・湯町地区に集中する。

玉造地区では、直径8~10mの小円墳群が玉作り遺跡を取囲むように周辺の丘陵上に営まれている。これらの古墳の年代的位置付けは、今一つ明確さを欠くが、古式の舟形石棺を内部主体とする徳連場古墳や築山古墳は中期的な様相を備え、この地区では最も古いと考えられる。その後、立地・形状・群集形態などから後期の特徴をもつ青木原、金屋廻、花立、高尾などの古墳群が築造されている。出雲での発見例12例のうち、中期から後期の舟形石棺が5例目も狭い地域にあり、注目される。

横穴も数箇所に存在する。寄せ棟平入りの構造ももつ例が多いが、近年見つかった花立横穴群での天井の形態は、蒲鉾型であった。ここでは、5例中全ての横穴に石棺が置かれ注目された。国指定史跡の岩屋寺跡横穴群は山陰でも最も整美な寄棟平入りの横穴として知られている。

わずかな沖積地の広がる湯町地区には、明確な玉作り遺跡は認められていない。 古墳の築造数も少ない。しかし、比較的規模の大きい古墳が沖積地を見下ろす丘陵 の縁辺部に単独で築かれることが多い。玉湯川左岸の報恩寺古墳群第4号古墳や扇 廻古墳はいずれも前方後円墳で流域最大の約50mを測る。ともに未発掘であるが、 古墳の形状やその在り方は、中期的様相を呈す。また円墳最大の直径30mを測る極 楽寺古墳も隣接して営まれている。玉湯川右岸には直径18mの小丸山古墳もある。

以上のように、玉湯川流域の玉造と湯町では、古墳の在り方に多少の相違はあるが、前方後円墳を含め、円墳系が主流を占める。方墳と考えられるのは、烏場古墳群の2基のみである。こうした玉湯川流域の古墳の規模や築造数は、狭小な地域の

農業生産力には不相応で、玉生産と密接なかかわりをもつと推定される。

玉ノ宮地区で、製鉄遺跡が発見されたので、町内の製鉄遺跡について触れておく。 玉湯川流域では、今日までに 6 箇所の製鉄跡が知られていた。いずれも鉄滓が採集 されることにより遺跡として認定している。発掘調査は行なわれておらず、年代は 不明である。玉湯町玉造地区の切図には「鑪谷」が 1 ヵ所、大谷地区の切図には「金 穴」 7 ヵ所、「金糞」 1 ヵ所などたたらに関する地名が記されている。また大谷地区 には金屋子を祭るほこらが数箇所にある。しかし、たたらを実施したという伝承も なく、文献も今のところ見つかっていない。

玉ノ宮のある湯田川流域にもこれまで、高畦谷製鉄遺跡あり、さらに地元の古老の話によれば、さらに上流にもスラグの集積があるという。地名を「ふるたたら」と称す。前者は、D-1地点の製鉄遺跡に近く、湯田川の支流の小さな谷(高畦谷)の入口にある。丘陵裾の狭小な平担地で、湯田川を見下す。昭和56年ごろ、宍道湖南部広域農道の工事の際、鉄滓の集積が発見され、製鉄遺跡の存在が確認された。後者は、現在廃土拾場になっており、詳細は不明である。

第3章 今日に至るまでの経過

1. 指定にいたるまでの経過

出雲における古代玉作りの存在は、『古語拾遺』(807年)や『延喜式』(927年)等の文献から推定されていたが、それを裏付ける考古資料の発見と収集は明治維新をまたねばならなかった。明治10年代以降は、王造村(現在は玉湯町大字玉造)から発見された多数の玉作り資料は、玉作湯神社の歴代宮司の指導で、発見の都度、同神社へ奉納されることとなった。収集の動機は詳らかではないが、玉作りの祖神といわれる櫛明玉命を神社の祭神の一つとすることに理由の一端があると考えられる。収集の開始から100年以上を経過し、神社には大量の玉類・砥石などが集積された。このうち、昭和14年と33年に玉類184点、砥石類162点、ガラス塊11点および坩堝片一括が国の指定を受けている。

玉作り遺跡が出雲の玉造村にあることが、考古学的事実として中央学会に知られたのは、比較的遅く明治33年のことである。東京帝国大学人類学教室の八木奨三郎が「勾玉砥石の新発見」と題して同年5月10日付け時事新報(5920号)紙上に発表した。

以後多くの研究者の注目を集め、十指にあまる論文・報告が出された。昭和2年には、大正14年の現地調査による新たな知見を多数加え、それまでの玉作り研究を 集大成した『出雲上代玉作遺物の研究』が京都帝国大学文学部より刊行された。

一方、大正8年史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、物に偏っていた現状を改め、史蹟等にも保存の道が開かれた。大正9年には、指定物件の調査を担当していた柴田常恵氏、黒板勝美氏が当地を調査に訪れている。その後、大正10年8月15日付けで、玉作湯神社の当時の宮司遠藤貴愛氏から『指定願』が提出された。同神社保管の『指定願』(写し)には、両氏の命により提出すると記されている。

この中には現指定地と同じ3ヵ所があげられ、大正11年10月12日付けで同じ内容で指定を受けている。すなわち宮ノ上地区、宮垣地区、玉ノ宮地区である。宮ノ上地区は玉作湯神社が現在も鎮座し、玉ノ宮地区は旧玉ノ宮神社、宮垣地区は、旧記加羅志神社がかって鎮座したところである。後の2社は明治40年代のはじめに神社維持整理法により玉作湯神社に合祀されており、現在も社があった跡が残っている。いずれも玉作湯神社に関連した地域であることが注意される。

玉作湯神社では大正の末年、社格を村社から県社に昇格させるべく努力を重ねていた時期に当り、指定の候補地を決める際にもそのことが意識されていたことは想像に難くない。昭和2年には県社への昇格が実現した。

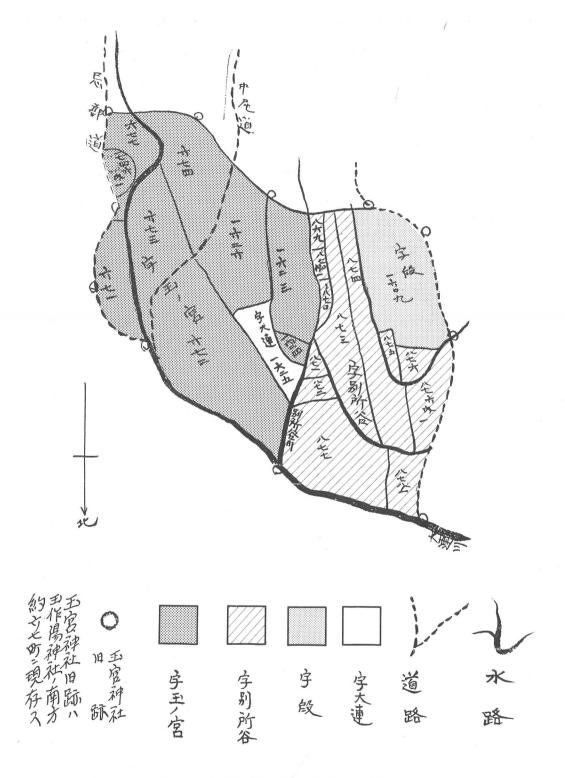


図3 玉ノ宮地区指定地切図 (大正11年)

表1 玉ノ宮地区指定地番(大正11年)

(大正11年10月12日付け「官報」第3061号)

字	地番	地目	地積	所 有 者
玉ノ宮	6 7 1	田	1 5 2 6	長谷川 長之助
同	6 7 2	同	3 7 0 9	板 根 文太郎
同	6 7 3	同	3 8 1 9	林セキ
同	6 7 4	同	1 0 2 4	野坂茂三郎
同	6 7 7	同	1 9 1 2	小 山 吉之助
同	1746内1	宅 地	1 2	玉作湯神社
別所谷	8 7 1	原 野	2 0 3	小 山 長三郎
同	8 7 2	田	2 0 9	同
同	8 7 3	同	2 5 0 4	和久田 助 市他
同	8 7 4	同	1719	同
同	8 7 5	同	1 0	玉 湯 村
同	8 7 6	畑	6 1 0	同
同	876内1	同	4 1 9	同
闰	8 7 7	田	3 0 2 1	栂 シエ
同	8 6 9	原 野	1 1 0	小 山 長三郎
同	870内1	同	1 2	同
同	8 7 0	同	1 4	同
同	878/1	Ш	1 3	板 根 政 市
段	1 6 0 9	山林	2 7 1 1	涌 田 蔵之助
別所谷	1 6 2 3	同	5 5 1 4	小 泉 愛之助 他
司	1 6 2 4	同	1 4 1 5	高 木 助三郎
大連	1 6 2 5	同	1 3 1 4	板 根 文太郎
玉ノ宮	1 6 2 6	同	6 7 1 3	青 砥 栄之助
	-			

* 地積の単位は宅地は坪、その他は反畝歩

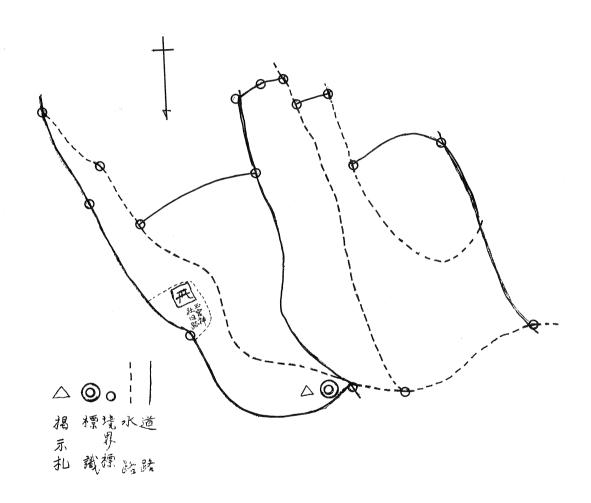


図4 玉ノ宮地区指定地見取図(大正12年)

2. 指定時の概要

玉ノ宮地区の大正11年10月12日付けの「官報」第3061号に記された地籍は表1、切図は図3である。指定の範囲は玉湯川の支流の湯田川とさらにその支流別所谷川のつくる二つの谷と二つの丘陵からなる。官報によると指定面積の合計は、3町9反2畝13歩。地目には水田、山林、原野、宅地がある。その比率は、水田が50.6%(1町9反8畝16歩)、山林が45.4%(1町7反8畝7歩)、畑2.8%(4畝19歩)、原野1.1%(10畝29歩)、宅地0.1%(12坪)である。谷内はほぼ水田で、かなりの急斜面でも開田されている。京都大学の調査当時(大正14年1月)の写真(図版1~4)をみると狭い棚田が広がっているのがわかる。

湯田川沿いには玉造地区から忌部地区(現松江市)へ抜ける細い道が通じていた(忌部道)。その道の脇に玉作りの祖神とされる櫛明玉命を祭った玉ノ宮の跡がある。この小さな神社は指定当時すでに玉作湯神社に合祀されており、大正4年に建てられた玉ノ宮跡の碑が今もある。この地域は、当然ながら指定以前に玉の未成品や砥石、ガラス片など多数の玉作り関係遺物が採集され、玉作湯神社に保管されている。

なお、878-1の地番については種々問題がある地番である。詳細はあとの「第5章 1. 現状と問題点」で述べる。

3. 指定以後の変遷

玉ノ宮地区は、大正11年の指定以来、昭和20年代の前半まで地番には変動はなく、大きな地形の改変もなかったと考えられる。しかし、その後は戦後経済の復興、それにともなう社会生活の変化、農業の近代化などに起因する人為的な地形の改変が見られるようになる。また自然災害等もあった。

いわゆる赤道(あかみち)は車が通行できる程度に拡幅され、各種の農業機械を使用し生産性を上げるため、圃場整備が行われている。最初の道路の拡幅は忌部道で、この道沿いの筆(指定地)の一部が、道路に割かれ、分筆されている。昭和26年である。別所谷では谷を貫く道路が昭和45年頃に新たに設置された。この道路に関しては、文化財側に記録がなく、現状変更申請の具体的内容は不明である。

その後昭和60年宍道湖南部大型農道が忌部道に沿うように建設された。もちろんこれは指定地外である。車の交通も頻繁となり、山あいのひなびた景観は失われ、かっての雰囲気は一変した。

圃場整備は、昭和50年代から増加する。高いところを削り、低いところに盛土して、小面積の棚田を広い圃場に変えるのが通例である。そのほか水田を埋立て倉庫

を建設した例もある。

自然災害により、地形が大きく変ったところもある。湯田川沿いでは、現在の673-1番地付近が最も著しい。昭和39年と40年の洪水で、湯田川が氾濫し水田が流され、玉ノ宮跡の背後の崖が川へ抜けて落ち、川の流れが変った。その後の復旧工事で、川を付替え、水田の面積や形が変えられた。またさらに別所谷では、同じ災害で1623番地にあたる川沿いの崖が崩れた。土砂により別所谷川の流路が変り871番地、874番1付近の水田が流された。指定当時あった869、870の各地番が現在では登記簿から消えているのはこのためである。昭和55年の多数の分筆、合筆はそれまでの地番の移動や改変を清算し、国土調査の際に整理しその結果を登記したものである。

表 2 玉ノ宮地区現状変更一覧

申請年月日	対象地番	変更の内容	申請者	許可年月日	備考
S 54. 7.28	874	水田に盛土し、圃場整備	高木利章		始未書
S 54. 7.28	878	水田を埋立、倉庫建築	山本 豊		始未書
S 54.10.15	677、677-1	配水路設置、盛土	松浦富治 遠藤 融	S 55. 1.22	中止
S 56.6.4	672- 1	範囲確認調査	教育長	S 56. 7.21	
S 61.8.1	871他	範囲確認調査	教育長	S61.9.4	
S 62.8.28	873-1他	範囲確認調査	教育長	S 62.9.30	
S 62.10.13	823-4、874-1 877-1、877-4	砂防ダムにともなう道路 の一時的拡幅	県 知 事	S 62.11.20	
S 63. 8.17	671-1他	範囲確認調査	教育長	S 63. 9.13	
S 63.11.1	672- 1	水田を盛土し、圃場整備	竹田善一		始末書
S 63.11.1	672-1	水田を盛土し、圃場整備	竹田善一	S 63.12.17	

表3 玉ノ宮地区の地番の変遷

大正11年		昭和55年		平成2年現在	備	考
671	671-1(S.26.6.27)			671-1		
	671-2(S.26.6.27)			671-2	道	路
672	672-1 (S.26.1.11)	672-1 (S.55.4.30)		672-1		
		672-3 (S.55.4.30)		672-3		
	672-2 (S.26.1.11)			672-2	道	路
673	673-1 (S.29.6.22)	673-1 (S.55.4.30)		673-1		
	673-2 (S.29.6.22)	673-2 (S.55.4.30)		673-2		
674		. 4		674		
677	677-5(?)			677-5	道	路
	677-6(?)			677-6	道	路
	677-1(?)	677-1 (S.55.4.30)		677-1		
	677-2(?)					
	677-3(?)					
	677-4(?)					
678-2			677-7(S.60.7.18)	677-7		
1746内1		1746(S.55.4.30)		1746		
1746						
871		871 (S.55.4.30)		871		
872						
873		873-1 (S.55.4.30)		873-1		
		873-2 (S.55.4.30)		873-2		
		873-3 (S.55.4.30)		873-3	道	路
		873-4(S.55.4.30)		873-4		
874		874-1(S.55.4.30)		874-1		
		874-2(S.55.4.30)		874-2	道	路
		874-3 (S.55.4.30)		874-3		
875		875 (S.55.4.30)		875		
876		876 (S .55.4.30)		876		
876内1		010(5.33.4.30)		010		
877		877 (S.55.4.30)		877-1		
		877-2(S.55.4.30)		877-2	道	路
		877-3 (S.55.4.30)		877-3		
		877-4(S.55.4.30)		877-4		

大正11年		昭和55年		平成2年現在	備考
878-1				878 ?	錯誤か?
869		868-1(S.55.4.30)	868-1(年月日不詳)	868-1	
870					
870内1			868-3(年月日不詳)	868-3	
868-1				000 4	
868-2			868-4(年月日不詳)	868-4	
1609		1609-1 (S.55.4.30)		1609-1	
	'	1609-2 (S.55.4.30)		1609-2	
1623				1623	
1624				1624	
1625				1625	
1626		1626 (S.55.4.30)		1626	
[1626続1]	÷				

* (囲み)は、指定地外の地番

**S.55年は、国土調査の結果

第4章 発掘調査の概要

1. 調查経過

史跡出雲玉作跡での発掘調査は、宮垣地区で昭和44年と46年に3次にわたり実施された。昭和46年から48年にかけては、最初に調査した宮垣地区が公園として整備された。宮ノ上地区では、昭和58年と59年2回調査が行なわれた。いずれも、史跡整備を前提とし、遺構や包含層の残存状況、遺跡の営まれた年代など、遺跡の概要を把握するのが目的であった。宮垣地区、宮ノ上地区については、昭和60年度に保存管理計画の策定も終えている。

最後に残ったのが、玉ノ宮地区である。これまで圃場整備に伴いごく狭い範囲でしか調査が行なわれたことはなかった。将来の保護と活用を図る資料として、遺構の有無と範囲、包含層の広がりと残存状況、遺跡の営まれた時期など、地下の状態や遺跡の性格を把握する必要があった。全体の面積が、4へクタール以上にものぼるため、昭和61年度から63年度までの3ヵ年計画で国補事業として実施した。

指定地を便宜上、地形により、西側からA~Dの4地区に区分した。A地区は、北に突出した丘陵部で先端付近はかっては水田と畑、丘の斜面も畑や水田に利用されていた。B地区は別所谷川のつくる谷で、川と谷を縦断する道路に狭まれた地域とした。C地区は別所谷川と赤道に狭まれた地域。丘陵が大部分で、北側の一部が水田になっている。D地区は湯田川のつくる谷の部分である。かっては大部分が水田で、現在は一部が畑、原野になっている。

昭和61年度にB地区の南側半分、昭和62年度には、B地区の北側半分とA地区、さらに湯田川と別所谷川に狭まれたC地区の先端の水田部分を調査した。

A地区の丘陵尾根上では、須恵器杯を枕とする古墳時代後期の土壙墓1基が検出されている。また、同じ丘陵上に工房と考えられる落込みを確認した。工房については、プランの一部を確認したにとどめた。B地区では、遺物の包含層はあったが、遺構は検出されなかった。

昭和63年度は、D地区を調査対象とした。ゆるやかにS字状に蛇行する湯田川のきざんだ谷である。川に近くなるにつれて、地形の傾斜はゆるやかになり、階段上に原地形が改変され、水田に開かれていた。しかし近年の減反政策で、植林をしたり、畑に転換したところもある。調査の便宜上、川の右岸の下流の緩傾斜地をD-I地区、上流をD-III地区、左岸をD-III地区とした。この結果、D-I地区では製鉄炉の遺構、D-II地区でも大量の鉄滓群を確認し、玉作り遺跡と複合していることがわかった。

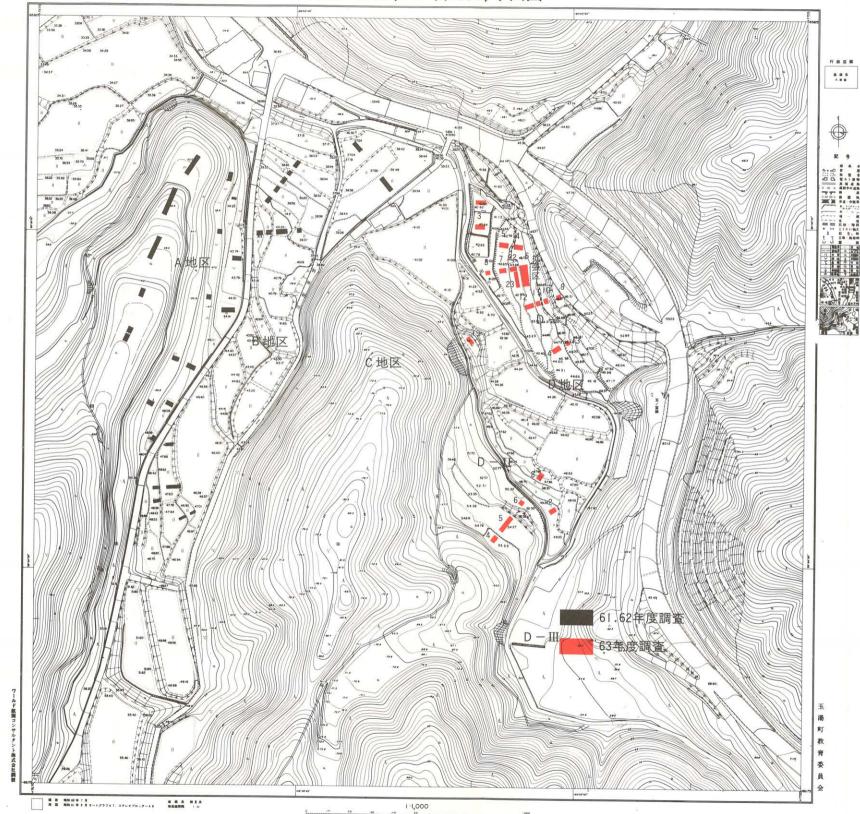


図5 玉ノ宮地区調査区の配置

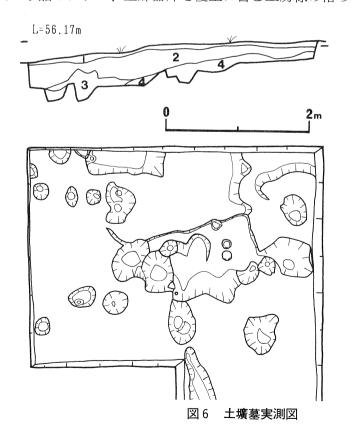
2. 遺構と遺物

(1) A地区

A地区は、標高53~63m、尾根筋は狭いところで12m、広いところ23mの幅があり、平担になっている。北側の丘陵先端部は、畑と水田にするため3段に加工されている。上の2段は畑、下の段は水田であった。現在は、どちらも耕作されておらず、山に戻りつつある。東側の山腹も4段に加工され、上方は幅の狭い帯状の畑。下の段は水田になっている。尾根上には、北から $A-1\sim3$ 、 $A-15\sim17$ 、 $A-4\sim13017のトレンチを設定した。$

この結果、丘陵の斜面には遺構等はなく、生活の痕跡は見当らない。しかし、山 裾にあるトレンチでは、須恵器や土師器、石英や碧玉などの包含層が見られた。

尾根の先端は、造成が行われており遺構があったとしても削平されていると考えられる。わずかにA-2の先端部分で土壙が検出された。長さ1.22m、幅約0.7mで大部分が削られ低に近いところのみ辛うじて残っていた。内部から枕状に並べた須恵器 1 セットが見つかった。古墳時代後期の土壙墓と推定される。A-16、17では碧石・水晶のチップ、土師器片を覆土に含む工房様の落ち込みが検出された。



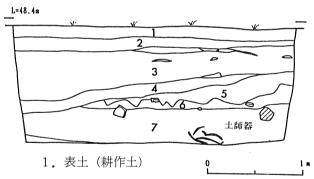
- 1. 暗褐色土
- 2. 灰茶色土
- 3. 黄土色土
- 4. 暗黄土色土

(2) B地区

B地区は別所谷川の削った小谷で、北に開く。川は谷の東側によって流れており、右岸は急な山の斜面、左岸は比較的緩傾斜で水田に開かれている。谷内の指定地の北側川沿いは大雨による災害で水田が流出し、修復した部分もある。トレンチは、そうしたところを避け、旧状がよくのこっているところに設置した。トレンチの数は15個にのぼる。

谷部分の堆積層は厚く、地山まで掘り抜くことはできなかった。その範囲では遺構は検出できなかった。包含層は、川から離れた谷の奥の西側の山裾に近い部分に顕著であった。BS-6、BS-11で最も著しい。遺物は 4 層から 7 層に含まれる。BS-6 では須恵器、土師器、水晶・碧玉の平玉末成品、筋砥石や内磨き砥石が出土している。BS-11でも同じ層位から同様の遺物が出土。土器は弥生時代後期から須恵器まで幅がある。BS地区はもともと川から少し上がった山裾の緩斜面で、住居があった可能性がある。

その他のトレンチは遺物は少ない。別所谷の入口付近に設置したB-I、B-IIのラインでは遺物はほとんど皆無であった。また川に近いBS-4、BS-3でも同様であった。



- 2. 灰茶色土
- 3. 灰色土
- 4. 暗灰色粘質土
- 5. 灰黑色土
- 6. 灰茶色砂質土
- 7. 灰色粘質土
- 8. 青灰色砂質土

図7 玉ノ宮地区B地区S-11トレンチの南壁実測図

(3) C地区

C地区のうち調査の対象としたのは、北端の湯田川と別所谷川に狭まれた水田である。山林は調査を実施していない。C-1とC-3の二つのトレンチを、下から2段目と4段目の水田に設置した。最上段の広い水田は、山側が削平され遺構等を期待できないため、調査の対象としなかった。

C-1では、砂利層、粘土層、礫層が続き、水流により形成されたと推定された。深さ約1mで調査を打切った。砂利層や粘土層から須恵器・土師器の破片、碧玉・水晶などの剝片が出土した。

C-2 は水田の床土の値下が大小の礫層で、その上面で調査を打切った。遺物はほとんどない。

(4) D地区

D-I地区は、湯田川の右岸で西南に張り出した尾根の裾部にあたる。大部分がもとは水田であった。奥の部分は比較的傾斜が急で、現在は荒れ地。傾斜が緩やかな条件のいい前の部分は畑に転換し、現在も耕作している。

D-II地区は、湯田川の左岸にあたり、C地区丘陵と湯田川の間の比較的緩やかな斜面である。いずれも水田に開かれ、階段状に加工されている。

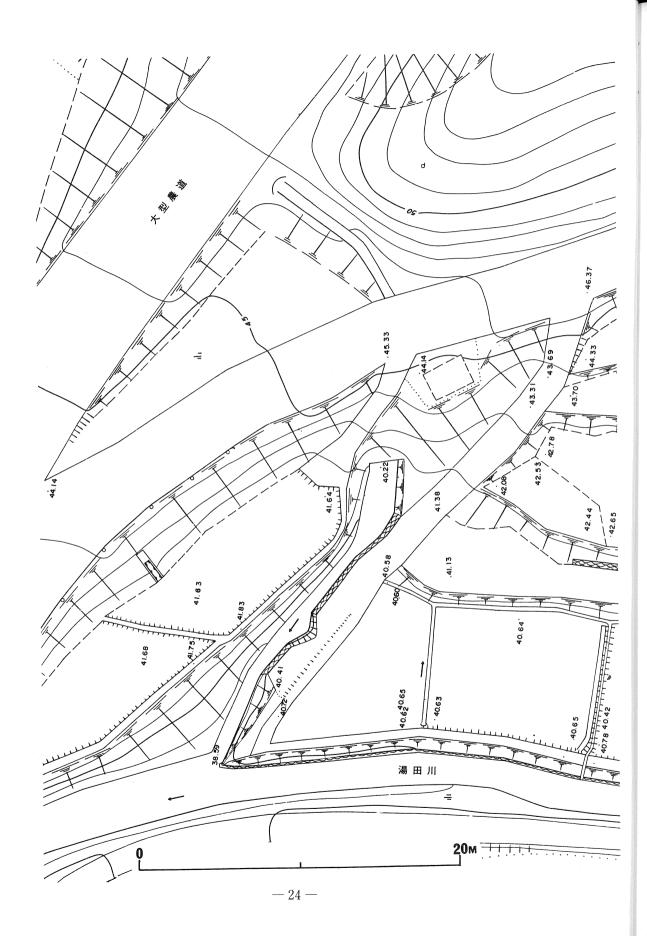
D-I 地区では第6トレンチ拡張区から製鉄遺構が検出された。第1号製鉄炉である。瓢簞形プランで、長軸長は約8.3m。溝状遺構の長さは、2.50m~2.60m、幅は60cm~70cmである。北側の膨らみは、東西が約2.9m、南北が約4.2m以上である。南側は東西が約2.2m以上、南北が約2.9mである。

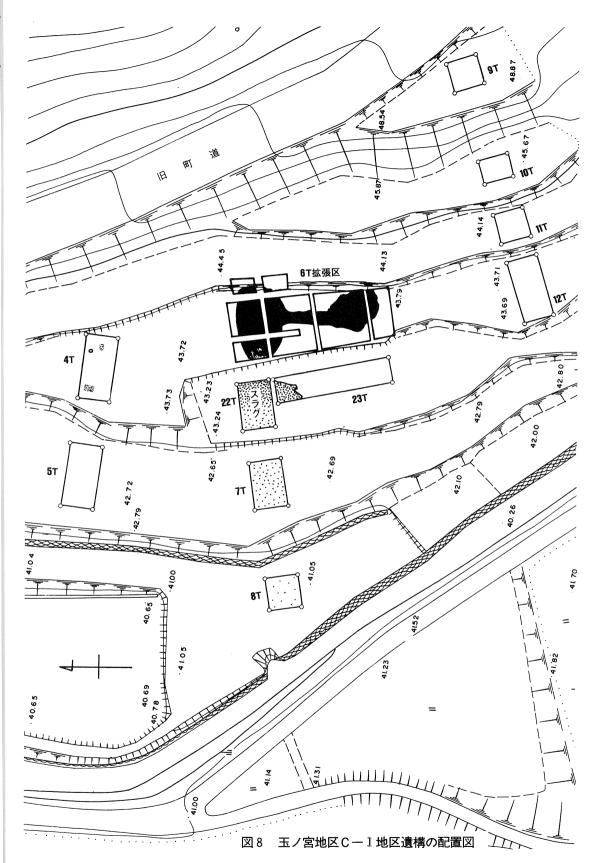
溝状の遺構の断面は U 字状で、深さは約25cmを測る。溝は南側の張り出し部の中にも続いている。どの程度続いているかは不明である。底部の標高は43.36m。ほぼ水平である。溝の内部には、均質に近い黒褐色土が詰っていた。これが炭化物かどうかは不明である。小型のスラグや炭が数は少ないが点々と含まれている。

北側の張り出し部は、明確な掘り方が認められる。山側(東側)には顕著であるが、川側(西側)は掘り方のラインははっきりしない。西に行くほど浅くなり、自然になくなると考えられる。掘り方の傾斜は、東西のセクションでは山側が高く、川側に緩やかに傾斜している。床面の標高は、ST3で標高43.24m、溝状部より、約12cm低い。掘り方の周縁部は火を受けて茶褐色に変色していた。

北側張り出し部の最下層は厚さ7cm前後の炭層で、炭の固まりが多数含まれていた。炭層は山側では顕著に見られるが、川側では見られなかった。

南側の張り出し部にはっきりした掘り方はない。暗褐色の汚れた土が張付いてい





る感じである。

製鉄遺構を覆う堆積層からは須恵器・土師器・玉未成品が若干出土している。北 側張り出し部では、遺構の上面に一部が突刺さっている須恵器片もあった。

北側の張り出し部の下方(川側)に鉄滓が分布する。第22トレンチでは、ほぼ全面にスラグが分布する。張り出し部に近い方が密で、離れると次第に少なくなる。南側張り出し部の下方にはない。排滓範囲の南側は押えられたが北側への広がりは不明である。鉄滓の中には炉壁も多数混じる。わずかだがスサが含まれている。第22トレンチでのセクションをみると鉄滓の層は厚いところで14cm、1層のみである。

第1号炉の年代は、北側張り出部の最下層の炭化物層から出土した試料の炭素14による年代測定結果によると、890±200年であった。

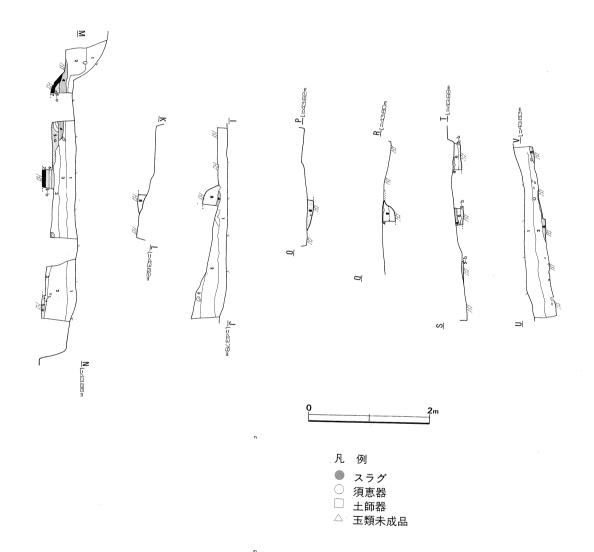
第4トレンチは、1号製鉄炉から約6.5mのところにある。ここから、周辺が焼けた椀状の遺構と赤褐色に焼けた面が検出されている。製鉄炉と直接関連があるかどうか不明である。

椀状遺構は円形に近いプランで 22×21 cmである。椀状に凸み、深さは約7cmである。内側が茶褐色に変色し、火を受けた痕跡がある。内部には炭化物が詰まっていた。この遺構から南側約40cmのところに楕円形の焼土面が認められた。茶褐色に変色している。約 40×30 cmの範囲である。

このトレンチには火を受けたところがもう1ヵ所ある。西の端に近い位置で。 62×42 cmのほぼ長方形である。椀状遺構に比べると強く火を受け、土が赤褐色に変化している。ほぼ水平で、変色している部分の厚さは5cmほどである。すぐそばから須恵器の高杯受け部が検出されている。

D-II地区の調査は、D-I地区の製鉄遺跡の調査で時間をとられ、トレンチの密度を落とさざるを得なかった。D-I地区と同様、等高線に直交するトレンチを2方向に設置した。D-II地区の川沿いは、昭和39年の水害で川が氾濫し、水田が流され、その後復旧工事がなされている。ひとくぼの水田の面積が大きいのはそのためである。山沿いは、幅の狭い水田が階段状に残り、開拓されたころの状況をよく残している。したがって、川沿いに包含層が残っていることは、期待薄と考え、山に近い部分にトレンチを設置した。

その結果、山復の平担地に設けた長さ8メートルの第5トレンチから、鉄滓群を検出した。ここは、時間の関係もあり、トレンチに現れた鉄滓群の範囲を確認しただけで、鉄滓層の厚さや炉の位置の確認などはしなかった。ここでも鉄生産が予想された。D-III地区は、時間の関係で全く手が付けられなかった。



I 地区第 1 号製鉄炉実測図

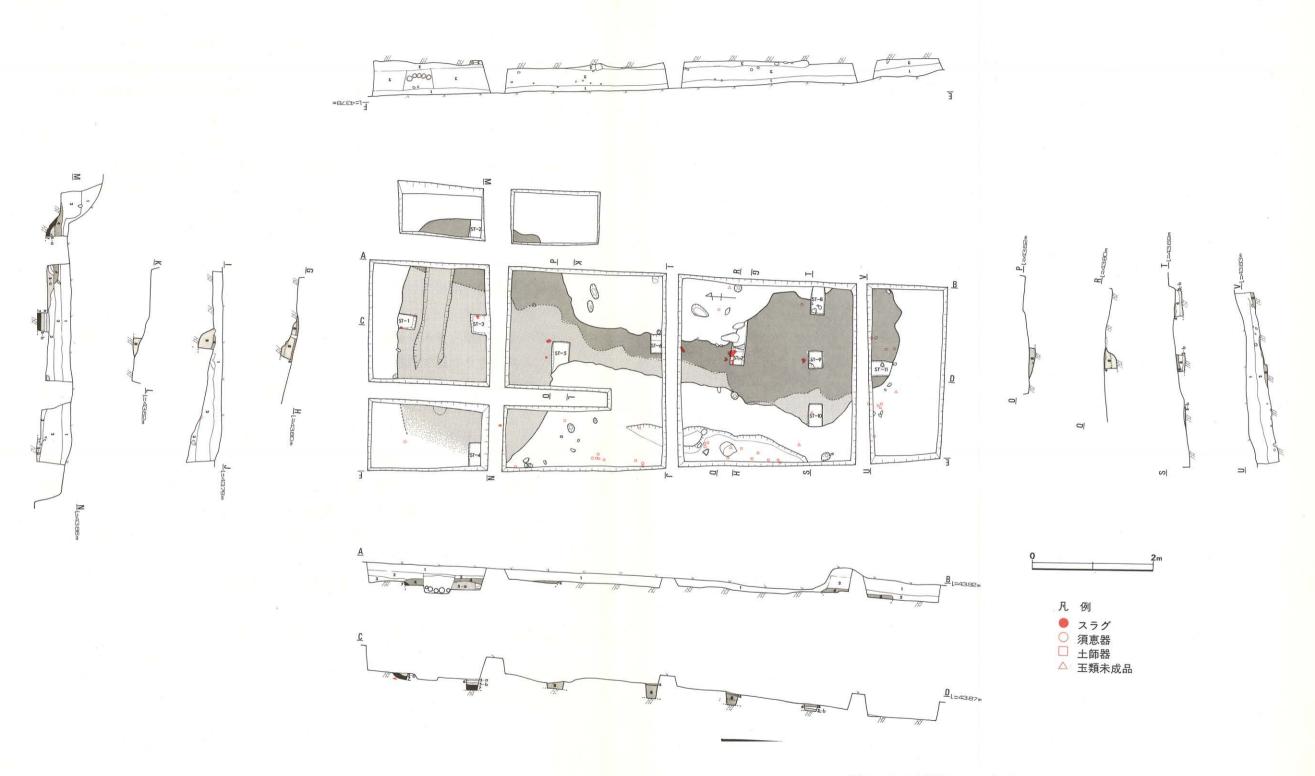


図9 玉ノ宮地区D-I地区第1号製鉄炉実測図

3. まとめ

史跡出雲玉作跡(玉ノ宮地区)は、調査したトレンチのほとんどから、多寡はあるが、玉作り関連の遺物が出土した。

A地区の尾根は先端部が開削され、わずかに古墳時代の後期の土壙墓が残っていた。開発が及んでいない南側では住居と推定されるプランが見つかり、覆土から多量の碧玉・水晶のチップを検出した。工房の存在が予想される。

B地区の最奥部の山側では、まとまった遺物の出土があり、近くに玉作りの遺構があると推定される。弥生時代から古墳時代にかけての土器が同時に出土しているが、細かな年代の特定は困難である。同じB地区でも谷の入口付近には人の暮らした影が薄い。

C地区では、今回の調査区は川原で、地形的にも遺構の存在は期待できない。昭和56年の圃場整備にともなう山側の水田の調査では、古墳時代後期の住居跡を検出している。

製鉄遺跡の発見されたD-I地区とD-II地区でも遺構やスラグ層の直上の層から玉の未成品や砥石、土器を含む層が発見された。同じ場所で玉作りを実施し、製鉄も行っている。出土状況から、土器類は玉作りに伴うと考えた方が合理的であろう。土器は、7世紀の前半代に比定できる資料が多い。

D-1地区第1号炉は、元の緩斜面を削平して耕作にする際、炉床をふくめ上部が削りとられていると考えられる。溝状部は炉の地下構造であり、掘り方が明確な北側をはじめ南側も含めて本来は存在した面の上部が削りとられていると推定される。排滓は北側のみから行っている。北側の張り出し部の構造がしっかりりしていることと関連していると考えられる。炉壁には、多くはないがスサの混入が認められる。炭素14による年代は890 ± 200 年と出ており、年代推定の根拠のひとつになろう。この炉にともなうスラグ層はわずか1層であり、操業期間は短かったと推定される。

D-II地区でも山腹のテラス状の元水田の地下から多量のスラグが検出された。 D-I 地区の排滓部のスラグに比べると格段に多い。このテラスに炉があることは十分予想される。

第5章 保存管理計画

1. 現状と問題点

指定範囲について 当初は切図と地番、さらに現地への境界標の設置により指定範囲は明確であった。しかし、指定以来70年近くを経過し、現在ではその範囲を地籍図上でも、現地でも明確にすることは、部分的ではあるが難しくなっている。主たる原因は、地番の操返される分筆や合筆、境界標の脱落、災害による土砂崩れや水田の流失による地形の改変である。しかし、現在の状態になる過程を逆にたどっていけば、完全を期すことは因難だが、ある程度までは復元できる。

まず地番からみていきたい。先に地番の変遷に関する表を掲げたが、指定以来今日まで、地番の分筆と合筆が繰返されている。指定地内の地番同士の合筆は問題ない。指定の範囲が不明確になるのは、合筆が指定地外との間で行われる場合である。この場合も合筆前の正確な地籍図があれば測量によって復元できる。しかし玉湯町の場合、国土調査は昭和48年から58年にかけて実施され、それ以前の正確な図面はない。このように指定地外の地番と合筆し、当初指定された正確な範囲がわからなくなっている例として、677-1、677-5~-7、868-1、868-3、868-4、1626、1746の6筆が挙げられる。これらに含まれる指定地外の面積は表3のとおりである。

878-1は、指定地番として官報に記載された地番である。地元から提出した指定願の地番を踏襲している。位置は、指定の際に添付された切図(図3、以下指定切図と称す)を見るとで、道の東側にある。指定地見取図(図4)でも指定の範囲は道の東側であり、指定の範囲が道路の東側であることは明確である。ところが現在の地籍図ではその地番は878番地となっており、878-1は道の西側にある。当時の切図と現在の地籍図ではちょうど入替わった位置にあることになる。登記簿謄本によれば、現在の878-1は879を合筆し(年月日不詳)、さらに878-1と878-2に分筆(昭和55年)されてできたもので、面積は1,796㎡である。

法務局保存の切図(図12。国土調査の前まで使われていた。以下法務局切図と称す)では878、878-1とも道の西側にある。指定切図、現在の地籍図、法務局切図ともそれぞれ異なり、三者三様となっている。

境界標は御影石製のものが点々と残る。昭和54年に玉湯町教育委員会で調査した時は11本を数えた(今回の再点検で2本見当らず)。大正12年に掲示板とともに境界標を設置したという行政文書が残っており、境界標を設置した位置の見取図(図4)が添えてある。それによると、境界標の材質は杉角材で白ペンキ塗り、17箇所に設

けられた。その後大正14年には御影石製に代ったと考えられる。見取図に記された 位置と現在残っている御影石製の境界標の位置はほぼ符合する。失われているのは、 流失しやすい川端とか土砂崩れをしたようなところである。範囲の復元にとっては、 肝心なところで欠落しており、地籍図の不明なところを補い、範囲を明確にするに は決め手を欠く。

表 4 玉ノ宮地区指定外を含む地番

指定外を含む地番	面積(m²)	指定外の面積(m²)(旧地番)	指定外の含まれる割合
677-1 677-5 677-6 677-7	5151	30 (678-2)	0.6%
1746	444	307 (1746)	69.1%
868-1 868-3 868-4	2413	2165 (868-1) (868-2)	89.7%
1626	5444	238 (1626続1)	4.4%

現状変更について 昭和50年代から現状変更が増えてきたことは先に述べた。現在も土地所有者から、現状変更したい旨の相談が時折ある。内容は、圃場整備がもっとも多く、ついで倉庫建築などである。機械化など農業の近代化は昨今の情勢であり、採算のとれる農業をやっていくためには、昔ながらの狭い水田では不可能なのであろう。現状変更の希望が、農業を主たる生活の基盤とする所有者から多くでるのもうなずける。過去には、地下の遺構や包含層に影響しない範囲で許可が下りている例が多い。しかしそれを繰返すと次第に元の状況が変ることになり、出来るだけ指定時の景観や遺構、遺物を保護するという指定の趣旨にそぐわなくなる。所有者の日々進展する生産活動と史跡の保護は相矛盾しており、調整に苦労するところである。

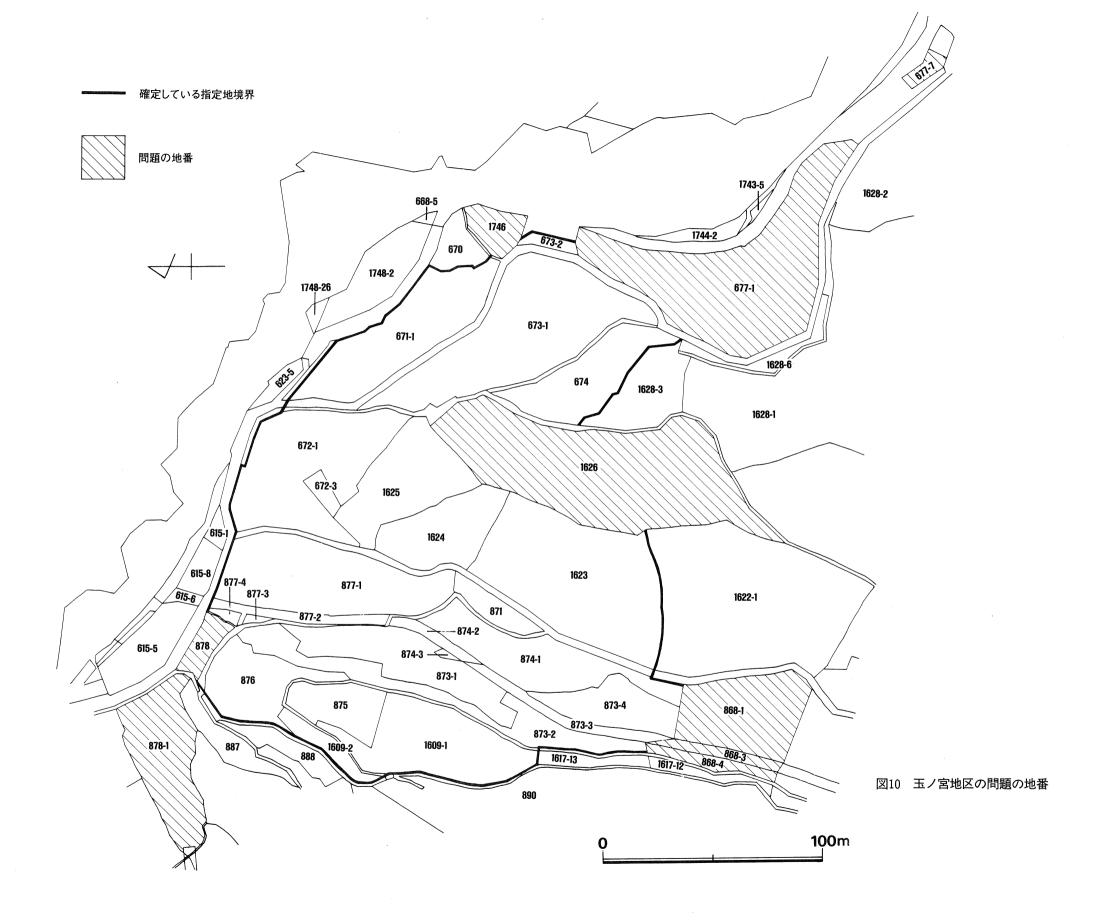
整備活用について 大型農道と旧道の分岐点付近に、説明板と標柱を設置している。また県道大東湯町線と大型農道の分岐点には道標を設置し、見学者の便をはかっている。他には何も保護活用のための施設はなく、自然のままになっている。

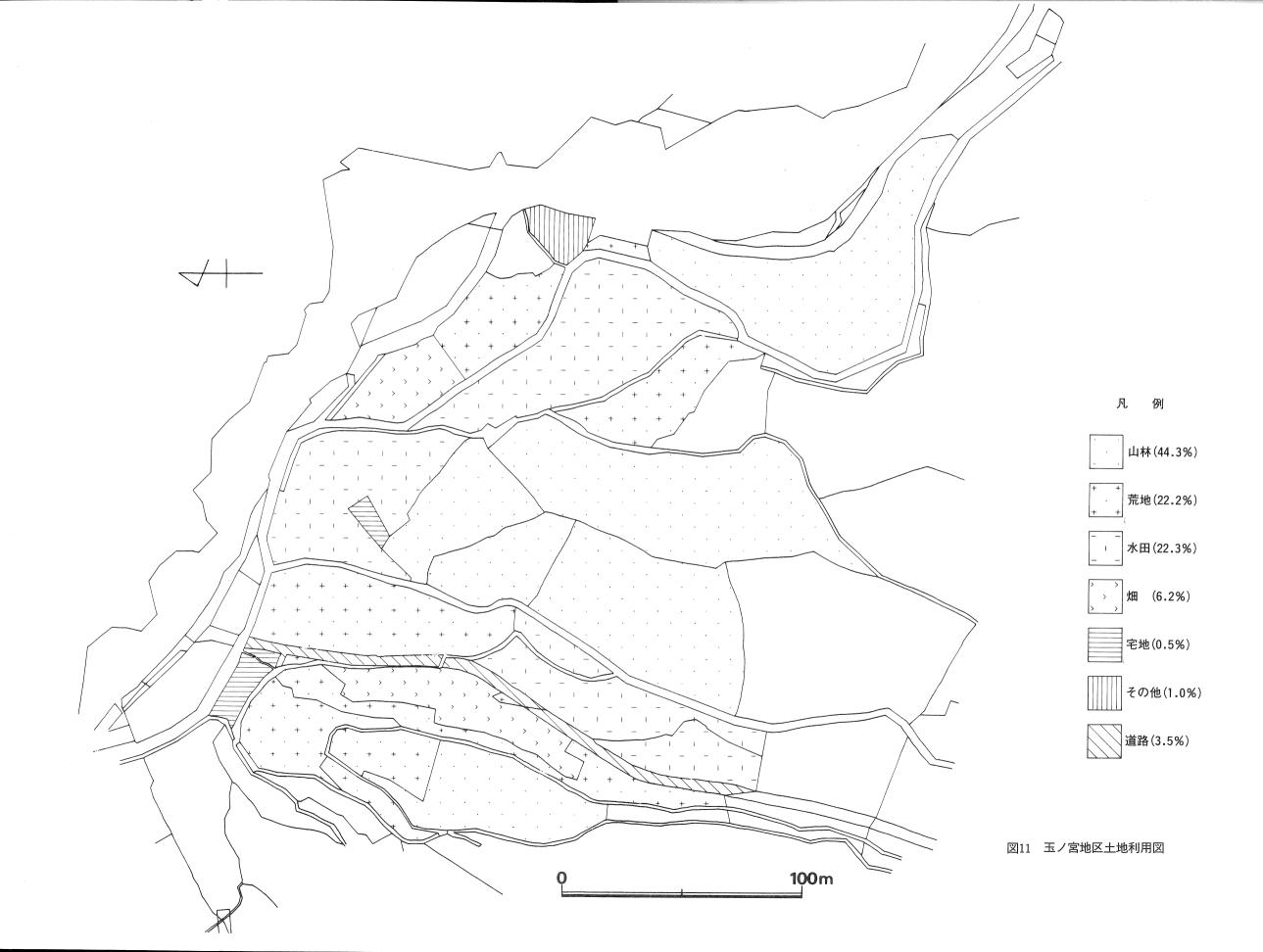
「玉造の史跡ガイド」や「玉造史跡探訪マップ」が教育委員会から発行され、玉

ノ宮地区の案内や説明が掲載されている。

その他 玉ノ宮地区では文化財保護法以外にも若干の法的規制がある。一つは都市計画法に基づくもので、A 地区が市街化調整区域に入っている。1,000㎡以上の開発行為には原則として県知事の許可が必要である。また農業振興地域の整備に関する法律があり、玉ノ宮地区の全域が対象となっている。農用地域から除外するには、県知事の許可が必要である。

この他いわゆる現状変更ではないが、近年の減反政策で水田耕作を放棄したところがたいへん増えている。地目は水田でも実際は原野に戻っている(図11参照)。美田が荒れ地になり草が生い茂るままである。美観上問題がありはしないであろうか。





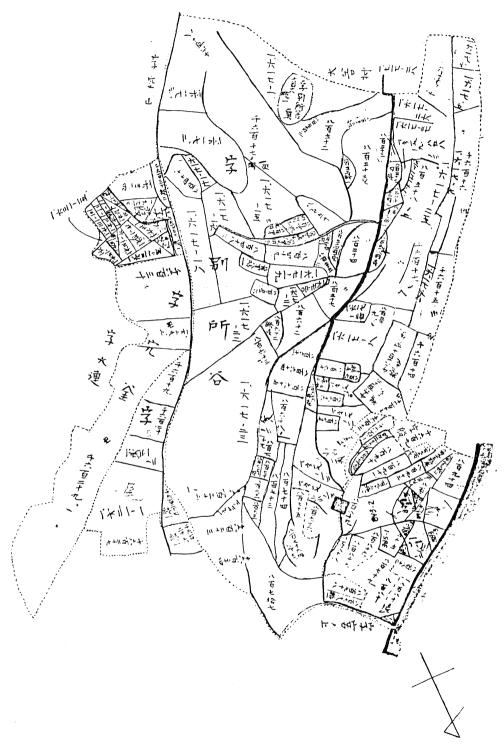


図12 法務局切図

2. 保存管理計画

発掘調査について 昭和61年度から63年度に実施された発掘調査の結果、第4章で述べたように、遺構の現存する位置や遺構が推定される範囲が明らかになった。調査の性格上、遺構の存在を確認するに留めているが、A地区で玉作り工房、D地区での製鉄遺構が検出されている。両遺構とも、重要と認められ、とくに製鉄遺構は山陰でも初めての古代にさかのぼる遺構である。関係者からさらに突っ込んだ調査を要望する声もあるが、調査は破壊の一種でもある。原状のまま後世に伝えるのが指定の趣旨ではなかろうか。指定地内では、保存も保証されており、学術調査は認めないのが原則である。今後史跡整備が現実になった場合、一部を再調査をする必要が出てくる場合もあると考えられる。

指定範囲について 指定地外の地番と合筆し、指定の位置や範囲が不明瞭になった地点については、所有者の理解を得た上で、それを含む地番全体を指定地とするのが好ましい。しかし実際には、それぞれ事情をことにしており、ケースバイケースで対処する必要がある。問題となる地番を再度あげると、677-1、677-7、868-1、868-3、868-4、1626、1746である。

677-1に含まれる指定外の面積は30m²で全体からすると0.6%と極めてわずかである。677-1全体を指定範囲に含ませる。

677-7については、677に指定外の678-2(30㎡) 合筆し、その後677-1と677-7を分筆している。ところが現在の677-7は指定範囲から遊離しており、指定当時の切図からも指定地であったとは考えにくい。

1746は、指定地外の面積が69%にのぼるが、ここは旧玉ノ宮神社の跡地で、所有者の玉作湯神社も全体を指定地としたい意向である。

868-1、868-3、868-4については、指定外の面積を90%近く含む。所有者も、この3筆は指定地外と解釈して昭和39年の水害修復の際に圃場を整備し、指定時の状況をとどめていない。指定範囲外とするのが妥当であろう。

1626については、指定外の面積は全体の4.4%で、指定の範囲に含めたい。

878-1については、添付切図、法務局切図、現在の地籍図から考えると何等かの錯誤があった可能性が高い。現在の地籍図上の878番地を指定地と考えるのが妥当である。878-1が878番地に変ったということは登記簿を調べても出て来ない。両者は同じ板根政市の所有であり、混同されたかもしれない。管理団体である玉湯町も以前から現在の878番地を指定地として理解し、対処している。所有者もそのことを承知しているのでとくに問題にならないと考えられる。

以上、現在の地番で、677-1、1746、1626は指定範囲、868-1、863-3、868-4は指定範囲外とすることを提案する。指定範囲とすべき地域および地番は表 5 、図13に示した。

所有者および地番について、指定時とは異なっている点は、早急に一括変更届を 提出する必要がある。今後についても、文化財保護法にのっとり、こまめに処理し なければならない。

現状変更については、指定時の精神にかえるべきであろう。 国が指定した理由は、玉ノ宮地区がわが国の歴史を考える上で、欠く事の出来ない重要な遺跡であるからである。こうした遺跡では、極力現状が改変されることを排除し、景観や地下に埋蔵されている文化財を守り伝えていくことが重要である。したがって、発掘調査によって遺構の存在が明確である地域はもちろんのこと、今後出される現状変更の希望に対しては原則的に許可しないという立場に立つべきである。仮に、許可に至る場合も、本当にそれが必要であるかどうか慎重に吟味する必要がある。

このように、現状変更を制限することは、所有者に対し経済的な影響を及ぼすことは否めない。遺跡は国民共有の財産であるといいながら、所有者個人に負担を背負わせているわけである。個人の善意にすがることなくきちんとした対応が望まれる。採来は玉ノ宮地区についても土地の買上げを考慮する必要がある。

範囲確認調査に基づいて、ランク分けをし、各地区について現状変更の基準をつくったらという意見もあった。遺構が予想される地点は玉作り工房1ヵ所、製鉄遺構2ヵ所がある。包含層となると量の多寡を別にすれば大部分のトレンチが該当する。調査も全体の面積からすればわずかであり、現状では明確な線引は困難である。

借地について D-I地区の製鉄遺構の保護のため、町教育委員会の判断で遺構のある畑を部分的に借り上げている。遺構の検出面が現在の地表面から15cmと浅く、ダイコン、ゴボウ等の根菜類が栽培された場合遺構が破壊される恐れがあることが理由である。緊急やむを得ない措置ではあるが、遺構は他の地域にもあり、借地の対象地の選択をどのようにするのか基準を明確にしないと将来困った問題が起こらないとも限らない。

整備活用について 史跡出雲玉作跡のうち宮垣地区では整備を終了し、史跡公園 化されている。宮ノ上地区でも、整備に向けて買収事業がスタートしている。玉ノ 宮地区は玉作り、製鉄と二種の異なる性格の生産活動を展開したところである。他 の2カ所と同じような整備の仕方ではなく、それらとは異なった特徴を出した方が 好ましい。他と異なる点の二つ目は、豊かな自然環境が残っていることである。それをうまく取込み、生かした史跡整備が望まれる。

また、この整備は、玉湯町全体の文化財の活用計画の中で検討すべきである。他の遺跡と連係を図り、有機的に繋げ、全体を通して玉湯町の古代の特性が理解できるように配慮することが望ましい。遺跡活用の核になる玉作資料館の充実も望まれる。立ち遅れている施設の整備や日本の玉研究の中心的役割を果せるようなスタッフの増員も必要である。

表 5 玉ノ宮地区指定地番案

地積単位:m²

地	番	地	目	地積	所 有 者	備考
671-1		E	Н	2,440	松 浦 十八雄	
671-2		道	路	66	玉 湯 町	現地確認不能
672-1		Е	П	3,034	田 中 明	
672-2		道	路	208	玉 湯 町	現地確認不能
672-3	t	宅	地	160.03	田中明	
673-1		Е	Н	3,849	錦織武吉	
673-2		原	野	141	錦織武吉	
674		Е	Н	1,564	竹下国子 2名	
677-1		Ш	林	4,652	小 山 彦 次	
677-5		道	路	59	玉 湯 町	現地確認不能
677-6		道	路	290	玉 湯 町	現地確認不能
1746		Ш.	林	444	玉作湯神社	morphism () and () a
871		Е	Н	409	小 山 喜 信	
873-1		В	H	1,712	和久田良二他1名	
873-2		原	野	1,587	新宮二郎他1名	
873-3		道	路	416	和久田良二他1名	
873-4		В	В	1,032	新宮二郎他1名	
874-1		В	Ħ	1,831	高 木 利 章	
874-2		道	路	198	高木利章	
874-3		В	Н	26	高 木 利 章	
875		原	野	842	新宮道美	
876		原	野	1,286	新宮道美	
877-1		В	Н	2,835	栂 八義	
877-2		道	路	338	栂 八義	
877-3		原	野	39	超 八義	
877-4		原	野	58	栂 八義	
878		原	野	326	山 本 豊	
1609-1		Щ	林	2,224	涌 田 秀 勝	
1609-2		Ш	林	384	涌 田 秀 勝	
1623		Щ	林	4,161	松浦一八雄	3
1624	***	Ш	林	1,438	高木義徳	
1625	*************	Ш	林	1,833	田 中 明	
1626		Ш	林	5,444	青砥録一	
計				45,326.03		

第6章 小 結

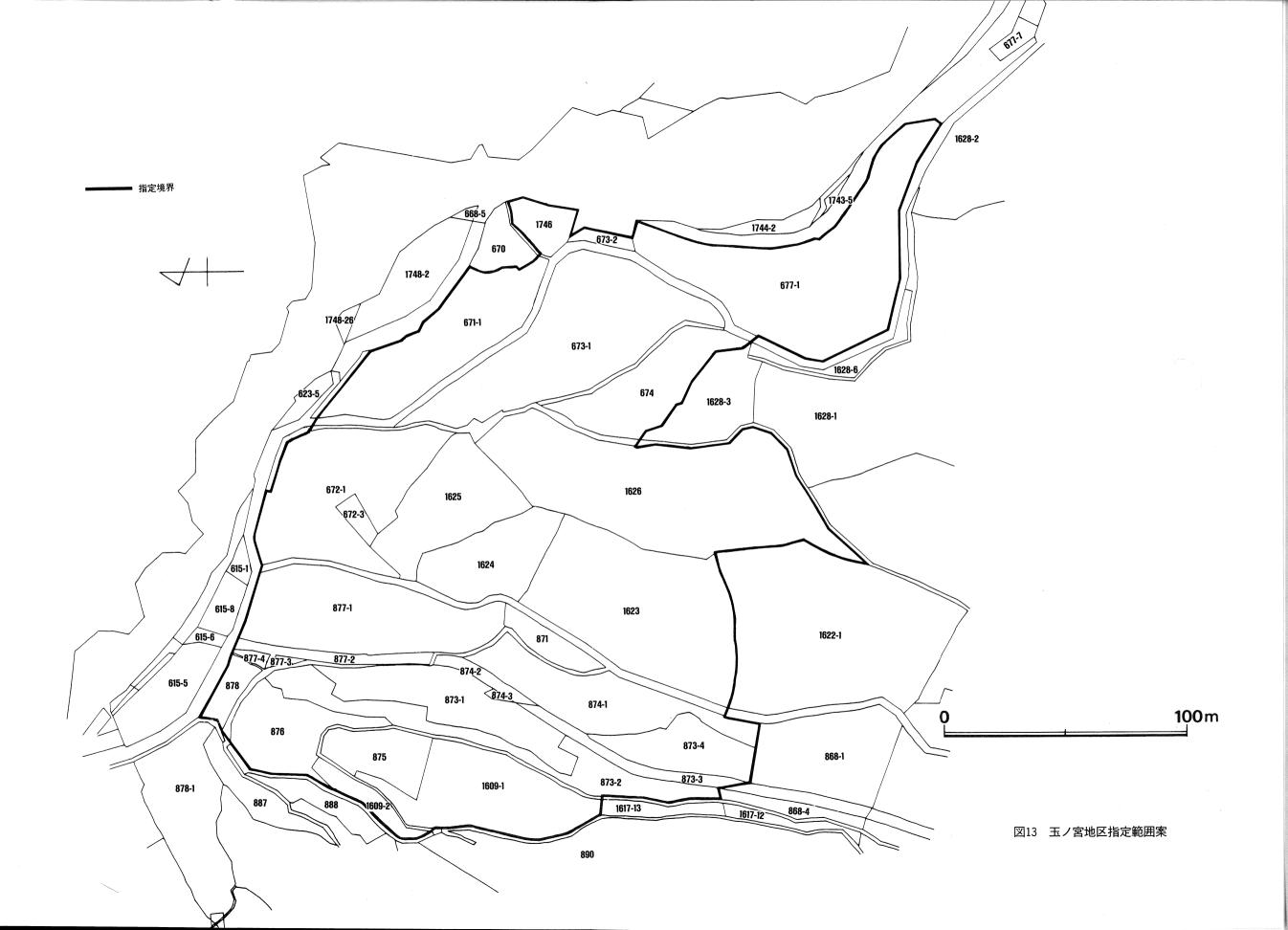
この度の保存管理計画策定事業で、史跡出雲玉作跡に関する保存管理計画策定事業はすべて終了したことになる。宮垣地区では、報告書の指針に沿って、追加指定も含めて指定のし直しを昭和62年11月に行った。宮ノ上地区では、道路が通過することにはなったが、残地を買収し公園化する方向が打出され、すでに昭和63年から土地の買上げが始っている。追加指定についても現在所有者の承諾をお願いしている段階である。

このたびの策定事業で、玉ノ宮地区での懸案について、具体的な方針が打出された。指定範囲、現状変更への対処、将来の活用などである。今後はこの方針に沿って行政を進めていくことになる。

策定委員会で提唱された指定範囲の確定にあたっては、所有者とよく話合い納得を得、また文化財保護法上の手続で必要な点は文化庁および県教育委員会の指導を受けて早急に対処すべきである。

将来は、土地の置上げなどが不可欠になろうが、それまで様々の制限を課していることについては、土地所有者に十分な理解を得ることが大切である。

玉湯町では、策定事業の主要な目的ではなかったが、整備の基本計画を作成した。 今後の整備に向ってたたき台として利用したい。ともあれ、遺跡の保護活用は地権 者や地域住民の理解と協力を得て進めていくことが最も肝要である。



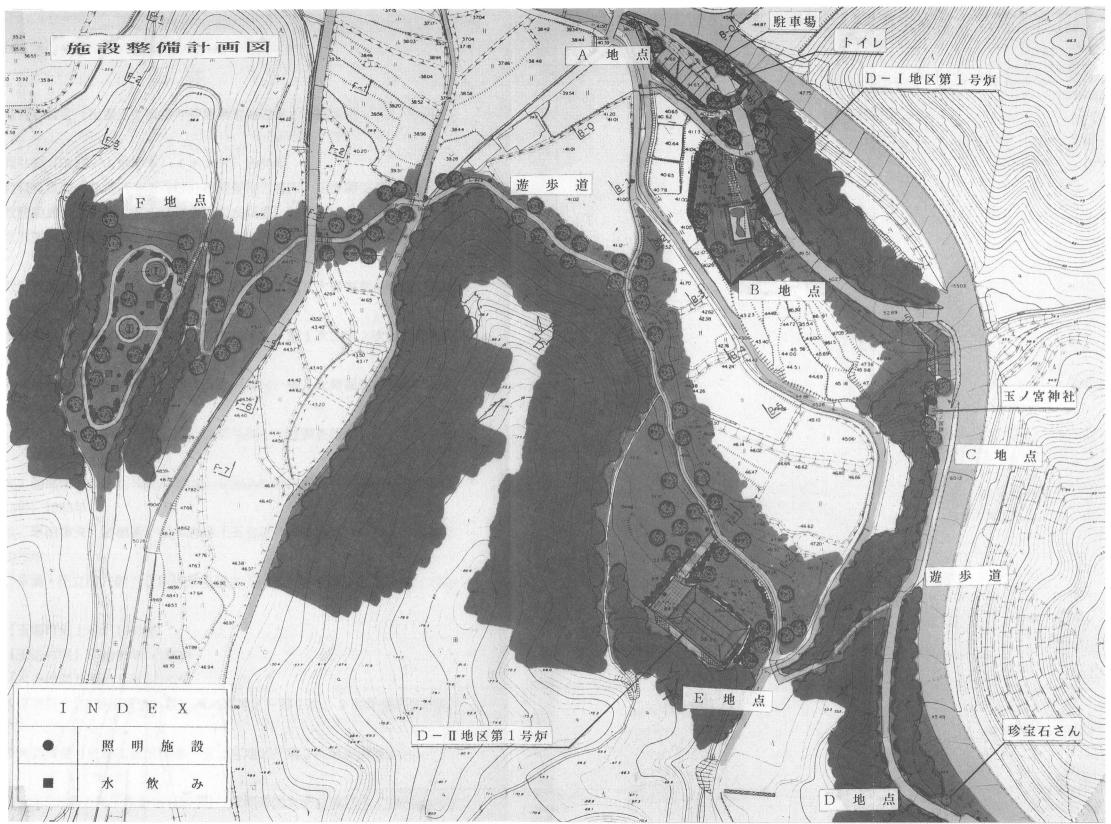


図14 玉ノ宮地区整備構想図

註

- 1. 玉湯町教育委員会『出雲玉作跡保存管理策定報告書 I 一宮垣地区·宮ノ上地区』 1986年
- 2. 大久保雅弘編『改訂/山陰地学ハイキング』1980年
- 3. 島根県教育委員会『島根県生産遺跡分布調査報告書IV 玉作関係遺跡』1987年
- 4. 玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡発掘調査概報』1972年
- 5. 玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)第1次発掘調査概報』1983 年

玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)第2次発掘調査概報』1984 年

6. 玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡(玉ノ宮地区)第1次、第2次発掘調査概報』1987年

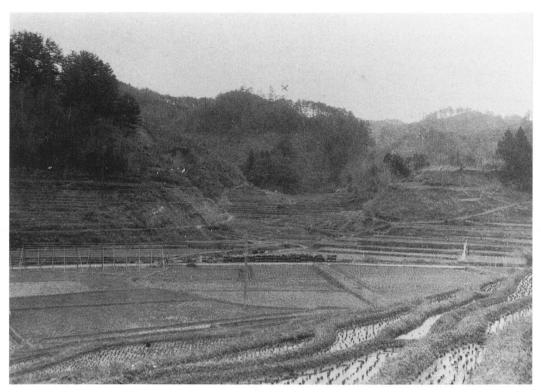
玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡(玉ノ宮地区)第3次発掘調査概報』1988 年

- 7. 勝部衛「玉湯・布志名狐廻遺跡」(『島根県埋蔵文化財調査報告』第8集) 1984 年
- 8. 渡辺暉夫、勝部衛「布志名狐廻遺跡出土の結晶片岩内磨砥石」(『山陰文化研究 紀要』第23号) 1983年
- 9. 内田律雄、原田律夫、勝部衛、松本岩雄「玉造花立5号墳についつ」「『山陰史談』15) 1979年
- 10. 勝部衛「玉湯・花立横穴群」(『島根県埋蔵文化財調査報告書』第 XV 集) 1989 年
- 11. 玉湯町『玉湯町史上巻』1961年
- 12. 玉造村『玉造村図』明治21年(1888)
- 13. 大谷村『大谷村図』明治6年(1873)
- 14. 玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡一玉ノ宮地区一第1次、2次発掘調査概報』 1988年

玉湯町教育委員会『史跡出雲玉作跡―玉ノ宮地区―第 3 次発掘調査概報』1989 年

15. 京都帝国大学『出雲上代玉作遺物の研究』(京都帝国大学文学部考古学研究報告 第10冊)1927年

図 版



1. 玉ノ宮地区への入口(遠景。註15の文献より)



2. 別所谷川とその谷(註15の文献より)

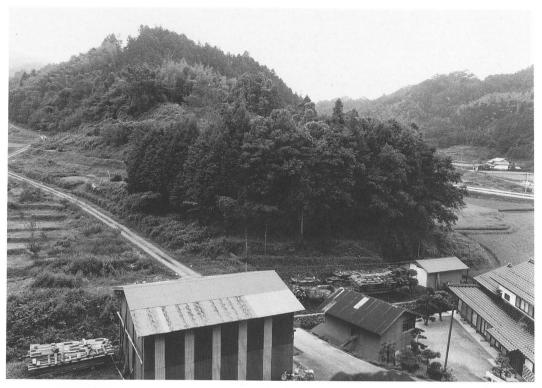


3. 湯田川の谷 (C地区とD地区。註15の文献より)



4. 湯田川の谷(D地区。京大撮影。玉作湯神社提供)

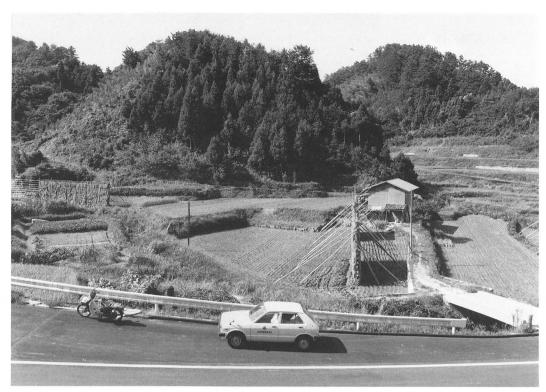




6. **玉ノ宮地区 A 地区**(平成元年)



7. **玉ノ宮地区 B 地区** (平成元年)

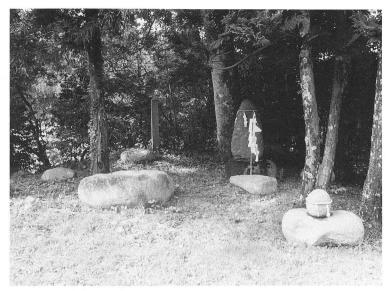


8. **玉ノ宮地区 C地区** (平成元年)



9. 玉ノ宮地区 D地区 (平成元年)

10. 玉ノ宮跡の碑



11. 玉ノ宮跡御影石の 境界標 (a)



12. 玉ノ宮跡御影石の 境界標 (b)



13. 玉ノ宮地区 A 地区 玉作り工房検出 状況



14. 玉ノ宮地区 A 地区 土壙検出状況

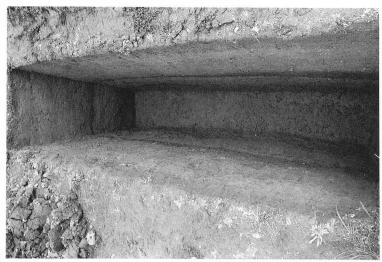


15. 玉ノ宮地区A地区 土壙検出の須恵器





16. 玉ノ宮地区B地区 S-11トレンチ



17. 玉ノ宮地区 B 地区 S ー11トレンチ玉磨き 砥石出土状況

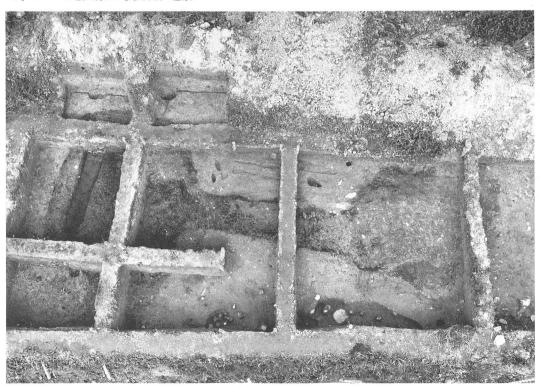


18. 玉ノ宮地区 C 地区 第1トレンチ





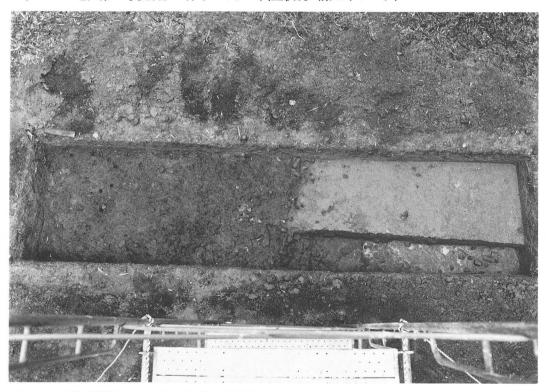
19. D-I地区第1号製鉄炉遠景



20. D-I地区第1号製鉄炉



21. D-I 地区第1号製鉄炉に伴うスラグの出土状況 (第22トレンチ)



22. D-II地点第5トレンチスラグ出土状況

出雲玉作跡 保存管理計画策定報告書II

一玉ノ宮地区一

平成2年3月30日発行

編集·発行 玉湯町教育委員会

●699-02 島根県八東郡玉湯町大字湯町1793

20852 (62) 1115

印 刷 株式会社 報光社

●691 島根県平田市平田町993

20853 (63) 3939

出 雲 玉 作 跡 (玉ノ宮地区)

地 形 測 量 図

縮尺 1:1,000

出雲玉作跡(玉ノ宮地区)平面図



出雲玉作跡(玉ノ宮地区)平面図

